



児童扶養手当の手当額が変わります

平成27年度は、4月分から児童扶養手当の手当額が引き上げられ、以下のとおりとなります。

消費者物価が2.7%上昇しましたが、年金の特例水準を解消する法律により、年金の金額と連動して0.3%引き下げられるため、あわせて2.4%の引き上げとなります。

皆さまに支払われる年3回の定時払いの手当については、8月11日に受け取られる分から変更になります。

2人以上の児童を有する場合の加算額については、第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円で、これまでと変わりありません。

	平成26年4月～平成27年3月	平成27年4月～平成28年3月
全部支給の場合(月額)	41,020円	42,000円
一部支給の場合(月額)	41,010円～9,680円	41,990円～9,910円

母子・父子自立支援員さんの“つぶやき”

母子・父子自立支援員は、母子家庭・父子家庭の方の生活全般にかかわる相談をお受けしています。今回は、米原市、東近江健康福祉事務所の母子・父子自立支援員さんからのつぶやきです。



米原市 日向さん

米原市役所山東庁舎のこども家庭課で、ひとり親家庭や離婚を考慮しておられる方等の相談を受けています。

相談者のニーズに応じて家庭相談員や保健師等の専門的知識のある職員と連携して相談を受けています。相談内容によっては、裁判所や警察への付き添い等もしています。

ひとり親家庭の現状は厳しいものがあり、ひとりで子育てするのは大変です。話すだけで楽になることもあります。

何か困ったことがあればどんな小さなことでもいいので相談してください。



東近江健康福祉事務所 伴さん

母子自立支援員として勤務させていただき早くも5年目になりました。初めは母子家庭の方々へ自分にできることは何なのかと自問自答を繰り返したものの、なかなか答えは見つかりませんでした。

そんな中、少しずつお母さんからの相談を受けるようになりました。「仕事がなかなか見つからへん」「体調が悪く仕事を辞めてしまって生活どうしよう」「子どもの進学費用を借りたい」等、個々の悩みは様々です。話を聴いているうちに「この頃、子どもがやりにくくて」と本音をボロリ。“私も大変やった。この年齢の頃は〇〇してみてもどうかな”とちょっとした経験談を話す。本音を話したお母さんが「ちょっとすっきりしました」と帰って行かれる後ろ姿を見るとすごくうれしくなります。

必要な支援をしっかりと見極める事はもちろん大切ですが、日頃たまった愚痴や世間話ができる話し相手のひとりとして、気軽に話していただける母子・父子自立支援員でありたいと思っています。(平成26年10月から名称が母子・父子自立支援員になりました。)

お願い 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども・青少年局、またはお住まいの市福祉事務局、町役場にお寄せください。

※イラストはイメージです。

ひとり親家庭 サポートだより

第21号 平成27年3月発行

編集・発行

滋賀県健康医療福祉部
子ども・青少年局

tel.077-528-3554

fax.077-528-4854

E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

vol.21

2015.春号

ひとり親家庭

サポートだより



CONTENTS
特集
【P2・3】

今回は父子家庭のお父さんに、子育てをしながらの働き方や家事について、ご自身の体験をもとにお話をうかがいました。

周囲の協力を得ながら子育て

そこかしこに、春の訪れが感じられるようになってきました。

服装が軽くなるごとに、少しずつ気持ちのほうも軽くなっていくとうれしいですね。

さて、今回はじめて、父子家庭のお父さんに取材させていただくことができました。これを機会にひとり親家庭の方の“声”をもっと伝えていけるようになればと思います。

また、4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」については、詳しくは各市町におたずねいただくこととなりますが、制度についての紹介をさせていただきます。

CONTENTS

- 就業相談から自立までのお手伝い
お気軽にご相談ください【P4・P5】
滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター(近江八幡)
- 「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします【P6・P7】
- 児童扶養手当の手当額が
変わります【P8】
- 母子・父子自立支援員さんの
“つぶやき”【P8】

